

青森県教育委員会第866回定例会会議録

- 1 期 日 令和3年3月24日（水）
- 2 開 会 午前10時30分
- 3 閉 会 午前11時26分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室
- 5 議事目録
報告第1号 議案に対する意見について
報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
報告第3号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る裁決について
議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・原案決定
議案第2号 県重宝の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会における主な意見について
そ の 他 県立特別支援学校の移転整備について
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、中沢洋子、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、仁和高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
平間委員、戸塚委員
- ・書記
西野数馬、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

（田中次長）

議案に対する意見について、御説明する。

この度の案件は、県議会第305回定例会に提出された「令和3年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」ほか4件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項

の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料1 ページを御覧いただきたい。

まず、「令和3年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,248億7,299万7千円となる。これを令和2年度当初予算と比較すると、43億5,314万6千円の減、率にして、3.4パーセントの減となっている。

参考資料2 ページを御覧いただきたい。

青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて取り組む主要な施策を明らかにするため、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、小・中学校、その他関係機関や団体と連携し取り組んでいきたいと考えている。令和3年度は、令和2年度に引き続き、一つに「学ぶ意欲の向上と主体的に探究する人づくり」、二つに「あおもりを理解し地域で活躍する人づくり」、三つに「子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり」、四つに「スポーツの振興と文化財の保存・活用」の4つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点の下、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに取り組んでいく。

参考資料4 ページを御覧いただきたい。

次に、「令和2年度青森県一般会計補正予算（第6号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえたものであり、77億6,667万6千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,446億6,558万5千円となっている。

参考資料5 ページを御覧いただきたい。

次に、「令和2年度青森県一般会計補正予算（第7号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、58億3,479万9千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,388億3,078万6千円となる。なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりである。

続いて、条例案について御説明する。

まず、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校合わせて、11,826人から、263人減の11,563人に改めるものである。この条例は、令和3年4月1日から施行するものである。

次に、「公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件」について御説明する。これは、新青森県総合運動公園の新水泳場の整備に要する費用のうち建築士による設計等業務の報酬金額を変更するためのものである。なお、この5件の議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第 2 号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
(非公開の会議に付き記録別途)

報告第 3 号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る裁決について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 1 号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について
(早野教職員課長)

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について御説明する。

会議資料 2 ページから 6 ページを御覧いただきたい。

この度の改正は、県立三本木農業恵拓高等学校等の設置、県立青森東高等学校平内校舎等の廃止並びに県立八戸工業高等学校等の学科の設置及び廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要の 1 点目としては、県立十和田西高等学校、県立六戸高等学校及び県立三本木農業高等学校を統合し、県立三本木農業恵拓高等学校を設置するとともに、県立金木高等学校、県立板柳高等学校、県立鶴田高等学校及び県立五所川原工業高等学校を統合し、県立五所川原工科高等学校を設置するものである。

2 点目としては、令和元年度から募集停止とした県立青森東高等学校平内校舎及び県立大湊高等学校川内校舎を廃止するものである。

3 点目としては、県立青森工業高等学校の電子機械科、県立八戸工業高等学校の電子機械科及び情報技術科、県立弘前実業高等学校の農業経営科を募集停止するとともに、県立八戸工業高等学校の土木建築科を土木科及び建築科へ分離・独立するものである。

また、改正後の規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものである。

なお、概要の 3 点目についてであるが、県立青森工業高等学校の電子機械科、県立八戸工業高等学校の電子機械科、情報技術科及び土木建築科並びに県立弘前実業高等学校の農業経営科は、改正後の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものである。

(中沢委員)

改正案は承知した。三本木農業高等学校の生徒が在学している中において、三本木農業恵拓高等学校の生徒が入学してくる。そのため、学校では混乱が生じてくると思うので、事務局によるサポートをお願いしたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第 1 号については原案のとおり決定する。

議案第2号 県重宝の指定について

(佐藤文化財保護課長)

資料の7ページを御覧いただきたい。

令和3年2月27日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として書跡、典籍「円覚寺真言・修験聖教類及び文書」及び考古資料「寺下遺跡出土骨角器類」を指定することが適当であると答申があったため、提案するものである。詳細は、参考資料の6ページから18ページを御覧いただきたい。

まず、「円覚寺真言・修験聖教類及び文書」は、深浦町円覚寺に伝来する中世から近代にかけての真言密教や修験道に係る聖教類と文書である。これらの資料群から、中世以降の東国における真言密教の布教の具体性がわかり、弘前藩における宗教政策及び領内の諸寺院の活動や相互の関係が推測できるものとして貴重であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

次に、「寺下遺跡出土骨角器類」は、階上町の寺下遺跡から出土した県内では数少ない縄文時代晩期のものであります。釣針・銚・ヤス・骨針・骨篋のような実用品の他にヘアピン・腕輪・首飾りなどの装身具も多く出土しており、そのうちの精緻な文様が施された腰飾りは、全国的にも類例が少なく本県では唯一のものである。以上により縄文時代晩期の骨角器の特徴をよく示し、貴重であることから、指定し、永く保護すべきものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会における主な意見について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会に関する主な意見について御説明する。

資料の8ページを御覧いただきたい。

まず「1 これまでの取組」であるが、昨年8月に基本方針を改定した上で、地区意見交換会を県内6地区でそれぞれ3回開催し、各委員からいただいた様々な御意見を主な意見として取りまとめ、各地区の進行役から県教育長へ3月9日に提出いただいた。

「2 主な意見の概要」であるが、「(1)の全日制課程の学校規模・配置」の「ア 重点校、拠点校、地域校の配置等」の【重点校・地域校】については、

- ・の1つ目 目的、役割を持って配置されているため、今後もそのような目的を持って続けてほしいという意見があったほか、

- ・の2つ目 役割等を一般県民がわかるように周知してほしい。

- ・の3つ目 重点校・拠点校という名称は誤解や不安を与えるため変更をお願いしたい。

- ・の4つ目 全ての高校で教員は生徒を成長させるために頑張っているため、重点校・拠点校という枠組みは必要ない。などの意見をいただいた。

【地域校】については、

・の1つ目から4つ目のとおり、西北地区では鱒ヶ沢高校を、上北地区では六ヶ所高校を、下北地区では大間高校を、三八地区では三戸高校を、それぞれ地域校として配置してほしい。という意見があったほか、

・の5つ目 地域校においては、地域の特性を生かした学びを提供することで入学者数は増えると考えするため、地域等と一体となった高校の活性化に向けた取組に期待したい。などの意見をいただいた。

次のページを御覧いただきたい。

次に、「イ 委員の意見に基づく学校配置シミュレーション」については、

県内6地区において、委員の意見に基づく学校配置シミュレーションに対して、それぞれ想定される効果・課題等について意見をいただいた。なお、効果等に関する意見は○、課題等に関する意見は□で、それぞれ意見の左側に記載している。

「①東青地区」では、4つのシミュレーションについて意見交換を行った。内容については、第1回から第3回の地区意見交換会の開催状況について、前回までの定例会において報告済みであるので、説明を省略する。

「②西北地区」では「(意見ア) 全ての学校を配置する場合」について意見交換を行った。

次のページを御覧いただきたい。

「③中南地区」では、4つのシミュレーションについて意見交換を行った。また、(その他)として、学級数の削減の必要性について意見をいただいた。

次のページを御覧いただきたい。

「④上北地区」では、3つのシミュレーションについて意見交換を行った。

「⑤下北地区」では、4つのシミュレーションについて意見交換を行った。

次のページを御覧いただきたい。

「⑤三八地区」では、2つのシミュレーションについて意見交換を行った。

次に、「ウ その他」については、

・の1つ目 2行目後半 基本方針における学校規模の標準は理解できるものの、地域の実情に合わせ弾力的に考えてほしい。

・の2つ目 第2期実施計画における学校規模の標準は問題ないが、それ以降は少子化により学級数が確保できなくなることを考慮すると、学校規模の標準の再考が必要となる。

・の3つ目 1学級35人編制が可能となるよう教職員定数の改正に向けて国へ働きかけができないか。

・の4つ目 新学習指導要領に対応した教育環境の整備・充実のため、オンライン学習ができる環境整備や少人数学級編制などをお願いしたい。

・の5つ目 オール青森の視点で、子どもたちがこれから就くべき職業は何なのか考えられるような高校を作してほしい。それには、短命県返上やSDGsの実現に向けた大きな目標を持った高校が必要であり、新しい普通高校の在り方を考えていく必要がある。

・の6つ目 三八地区にも高校に進学してから自分が進みたい道を選べる総合学科の高校があっても良い。

・の7つ目 グローバル教育等の推進校指定に関しては、重点校に集中させるのではなく、重点校以外の高校にもバランスよく振り分けることで高校の独自性や特色が明確になり、中学校卒業予定者も進路選択をしやすくなるという利点がある。

・の8つ目 県全体で過疎化が進む中であっても、基幹産業である農業の振興に向け、

子どもたちのニーズにも応えられるような高校教育を提供することが期待される。

・の9つ目 高校を統合する場合には、中学校の教員、保護者、中学生の統合のメリットについての理解を深める取組が必要である。などの意見をいただいた。

次に、「(2) 定時制課程及び通信制課程の配置」については、

・の1つ目 定時制課程・通信制課程については、学び直しの生徒もたくさんいる。また、様々な困難等を抱えて入学する生徒もおり、最後のセーフティーネットとしての役割を十分果たしているため現状どおりが良い。

・の2つ目 不登校など様々な事情を抱えた生徒が増えているだけでなく、新型コロナウイルス感染防止の観点からも通信制課程は重要である。などの意見をいただいた。

次のページを御覧いただきたい。

次に、「(3) 多様な教育制度」の「ア 全国からの生徒募集」については、県内6地区において、「導入の必要性」のほか、導入する高校の例や更に検討を要する課題などの「導入範囲・方法等」について意見をいただいた。こちらも概要について、前回までの定例会において報告済みであるので、簡潔に説明する。

【導入の必要性等】では、

・の1つ目のとおり、速やかに導入すべきという意見や

・の2つ目のとおり、県内生徒・県外生徒ともに切磋琢磨し成長できる機会になることが期待できるといった、導入に賛成する意見を多数いただいた一方で、

・の3つ目 県外生徒に向けた魅力化の推進により県外生徒の増加が期待できる反面、近隣市町村の生徒は志望しなくなるといった状況も想定される。といった意見もいただいた。

【導入範囲・方法等】では、

・の1つ目から5つ目のとおり、導入範囲に関する意見があったほか、

・の6つ目 県外生徒の定員の制限の検討、

・の7つ目 市町村による県外生徒の生活環境の確保、

・の8つ目 県によるホームページやパンフレットといった広報等の実施

・の9つ目とその下 県外生徒を呼び込むための魅力ある教育活動の実施、教育活動の充実に向けた教育課程の見直しや学科の設置等

・の一番下 高校を含めた地域全体での話し合う場の設定などの意見をいただいた。

次に、「イ その他の教育制度」については、

・のとおり、重点校に併設型中高一貫教育を導入することについて、本県で導入済みの三本木高校と附属中学校について、メリットとデメリットを十分に検証した上で検討をお願いしたい。などの意見をいただいた。

次のページを御覧いただきたい。

「(4) その他」については、

・の1つ目 高校においても通級指導など特別支援教育に力を入れていると聞き、大変喜ばしい。3行目後段になるが、このような取組を続けていくことは、この地区、この県の能力をさらに発揮できる大きな要素である。

・の2つ目 生徒にとっての目標とする高校は十分ある。課題として、通学方法や下宿・寮などの配置、それらの資金援助など検討を要する。

・の3つ目 もっと県民に分かりやすい形で各校の魅力化を進めていくことが大きなテーマになる。

・の4つ目 2行目 ニーズを捉えながら保護者や地域の方などと連携して学校づくりを

していければ良い。

・の5つ目 中学生は早ければ5～6月には進路に向かって突き進んでいく状況になるため、早めに高校教育改革の情報を示してほしい。

・の6つ目 統廃合はやむを得ないが、もっと地元や生徒・保護者の意見を聞く機会があれば良い。などの意見をいただいた。

最後に、「3 今後の予定」であるが、第2期実施計画については、中学生の進路選択に支障が生じないように秋頃までの策定を目指して進める必要があると考えている。このため、今回いただいたこれらの意見を踏まえ、今後の教育委員会会議において、第2期実施計画（案）の構成及び方向性について検討していただきたいと考えている。その後、第2期実施計画（案）を夏頃に公表し、パブリック・コメント及び地区懇談会を実施した上で、秋頃の計画決定を目指したいと考えている。

（野澤委員）

各地区の第1回から第3回までの地区意見交換会の意見については、その都度報告いただいているところである。意見がまとめられていることから、少ないように感じるかもしれないが、多くの意見が述べられている。我々教育委員は、全ての意見を何度も確認しながら、方向性を示していかなければならないと考えている。いただいた意見からは、重点校の位置付けや拠点校の在り方が浸透していないように感じる。学校の魅力化が方向性を示すために重要になってくると思うので、県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえつつ、中央教育審議会からの答申内容などを意識し進めていきたい。

（教育長）

他に何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会における主な意見については、青森県教育委員会として了解した。

その他 県立特別支援学校の移転整備について

（長内学校教育課長）

県立特別支援学校の移転整備について御報告する。

はじめに、1の黒石養護学校の移転についてである。

まず、(1)の現状・課題についてであるが、

ア 普通教室棟の竣工から46年が経過し、老朽化対策が必要であること。

イ 学校前の通学路が急な坂道で、道幅も狭く、児童生徒の通学や保護者の送迎において安全面で課題があること。

ウ 土砂災害警戒区域に立地しているが、自ら避難することが困難な児童生徒がいるため、安全面で課題があること。

エ 公共交通機関により通学している高等部生徒の身体的・精神的負担が大きいこと、また、児童生徒の大半が保護者の送迎により通学しており、保護者の負担が生じていること。

オ 黒石市から、教育環境の充実を図るため、市街地への移転要望があること。

カ 特別支援学校PTA連合会からも同様に移転要望があること。

となっております。これらの現状・課題について、これまで検討を行ってきた。(2)

の検討結果について御説明する。

ア 学校の敷地が狭隘であり、現地での老朽化対策の実施が困難であること。

イ 市街地への移転により、

①立地環境が改善され、児童生徒の通学、保護者の送迎及び災害対策において、安全性の向上が期待できること。

②通学時間が短縮し、身体的・精神的負担が軽減され、生活リズムに余裕が生まれることから、学習への取組の向上が期待できること、また、保護者の送迎に伴う負担も軽減されること。

③教育活動においては、

- ・地域の企業等における現場実習の充実
- ・地域の小中学校等との「交流及び共同学習」の推進
- ・地域の小中学校等と連携した相談支援体制の強化

などの教育活動の充実が期待できること。これらのことから、令和3年度末に閉校予定である黒石商業高校の校舎等を利活用し、黒石養護学校を移転することとし、高等学校から特別支援学校への転用改修工事を行うことを決定した。

次に2の県立盲学校の青森聾学校への移転・併設についてである。

まず、(1)の現状・課題についてであるが、

ア 県立盲学校の老朽化対策として、長寿命化改修工事を予定していたが、躯体の健全性に課題があったため、改築工事が必要になったこと。

イ 県立盲学校に加え、青森聾学校についても、在籍者数が減少傾向にあり、今後更に学校規模が縮小すると、将来的に集団での学習活動や多様な学習形態の展開が困難になること、児童生徒の社会性・コミュニケーション能力の育成等への影響が考えられること。

となっている。

これらの現状・課題について、これまで検討を行ってきた。(2)の検討結果について御説明する。

ア 先行事例として、八戸地区では、盲学校と聾学校を併設した同一の校舎で、異なる障害のある子どもたちが共に学ぶことにより、

①一定規模の集団による多様な学習活動の推進

②異なる障害のある子ども同士の交流による障害理解の促進や社会性・コミュニケーション能力の育成などの教育的効果があることから、県立盲学校及び青森聾学校の併設についても同様の教育的効果が期待できること。

イ 盲学校及び聾学校協働での合同行事や教育相談支援等による効果的な学校運営が行えること。

ウ 教員の視覚障害及び聴覚障害双方に係る専門性の向上と人材の育成が期待できること。

エ 県立盲学校より敷地が広い青森聾学校において、併設に必要な施設整備が図られること。

これらのことから、県立盲学校を青森聾学校敷地へ移転し、先行事例を参考に、同一の校舎に県立盲学校と青森聾学校の2校を併設することとし、2校を併設した学校の改築工事を行うことを決定した。

最後に3の今後の予定についてであるが、令和3年度当初予算に基本計画の策定に係る経費を計上した。令和4年度以降については、実施設計、工事と段階的に進める予定とし

ているが、移転時期については、これらの工程の中での検討となることから、現時点では未定となっている。今後も、幼児児童生徒の心情に配慮しながら、保護者をはじめとする学校関係者や地域の方々の理解を得ながら、丁寧に進めていく。

(野澤委員)

この2件の移転整備は、とても良いことだと思っている。黒石養護学校は道幅が狭い急な坂道を上って通学しなければならないので、黒石商業高校の校舎を利活用し移転することは、関係者全員が喜んでいるものと考えます。また、県立盲学校の青森聾学校への移転・併設に関しては、これまで両校が地域の方々から支えられてきたので、丁寧に進めるといふ言葉を聞いて安心した。これまでの感謝を伝えるとともに、移転・併設に向け丁寧な説明を行い進めていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ県立特別支援学校の移転整備については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員課長)

資料の18ページから19ページを御覧いただきたい。

2月1日から3月23日にかけて行った職員に対する懲戒処分4件のうち、社会的影響が大きい事案である事案2について、その概要を御説明する。この事案は、上北地域市部以外の小学校教諭が、運転免許の更新手続をしないまま、失効した状態で約20年間にわたり自動車を運転していたものであり、令和2年12月15日、当該職員が自動車同士の交通事故に巻き込まれ、現場に来た警察官に運転免許証の提示を求められたことから発覚したものである。よって、当該職員に対して停職3月の懲戒処分を行ったものである。

(中沢委員)

とても残念な事案である。学校において自動車運転免許証の確認はどのように行っているのか。

(早野教職員課長)

学校においては、自動車運転免許証の所持について必ず確認している訳ではない。今回の事案を受け今後は、正職員の場合は毎年秋に提出させる個人調書に自動車運転免許証を所持していると記載があった職員については、その後の面談時に有効期限を確認する取扱いとしたいと考えている。また、臨時職員が自動車運転免許証を所持している場合は、採用後速やかに管理職が有効期限を確認することとしたいと考えている。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。